

令和8年6月19日

### 貨物運送事業者に対する事業停止処分等について

下記事業者に対して、令和7年10月29日に一般監査を実施したところ、過積載による運行など10項目の違反が判明し、また過積載運行を引き起こした運転者に対し、過積載運行を下命したとの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知があったことから、事業停止処分を付加し、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づき、下記のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

#### 記

- 行政処分年月日  
令和8年6月9日
- 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所  
事業者名：丸和運送 株式会社  
住 所：宮崎県児湯郡高鍋町大字持田6284  
営 業 所：都城支店（宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池3640番地3）
- 監査端緒  
第一当事者と推定される死亡事故を引き起こしたことにより監査を実施。
- 行政処分等の内容
  - 事業停止処分（都城支店に所属する全ての事業用自動車の使用停止）  
令和8年6月19日から令和8年6月25日まで【7日間】
  - 事業用自動車の使用停止処分  
令和8年6月26日から令和8年7月13日まで【18日間×3両】
  - 文書警告
- 違反行為及び違反条項  
別紙1のとおり
- 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び当該事業者の累積点数
  - 当該行政処分により付された違反点数 6点
  - 当該事業者が付された累積違反点数 6点

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当：吉永、日置（ひおき）

電話：092-472-2529



九州運輸局

## 5. 違反行為及び違反条項

- ①運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示の遵守が不適切であった。  
(貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項違反)
- ②過積載による運行があった。  
(貨物自動車運送事業法第15条第3項違反)
- ③過積載による運送を前提とした運行計画の作成があった。  
(貨物自動車運送事業法第15条第3項違反)
- ④過積載による運送の指示を行っていた。  
(貨物自動車運送事業法第15条第3項違反)
- ⑤点呼を実施していなかった。  
(貨物自動車運送事業法第15条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項違反)
- ⑥点呼の実施が不適切であった。  
(貨物自動車運送事業法第15条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項違反)
- ⑦運行指示書の記載事項等に不備があった。  
(貨物自動車運送事業法第15条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項～第3項違反)
- ⑧運転者等台帳の記載事項等に不備があった。  
(貨物自動車運送事業法第15条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項違反)
- ⑨運転者に対する指導及び監督が不適切であった。  
(貨物自動車運送事業法第15条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項違反)
- ⑩運転者に対する指導及び監督に係る記録又は指導及び監督に係る記録を保存していなかった。  
(貨物自動車運送事業法第15条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項違反)